

第3期戸沢村子ども・子育て支援事業計画策定業務に係る公募型プロポーザル審査要領

第3期戸沢村子ども・子育て支援事業計画策定業務に係る公募型プロポーザル審査は、企画提案書等を下記のとおり審査・評価するものとする。

1. 審査の対象事業者

審査の対象事業者は次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく参加資格を有すること。
- (2) 企画提案書と併せて提出する見積書の額が、実施要領「3. 事業の概要（6）」以内であること。

2. 審査の項目・配点

以下の表のとおりとする。

審査項目	配点
(1) 企画提案書に基づく審査	65点
(2) 実施体制及びスケジュールに基づく審査	10点
(3) プレゼンテーション審査	10点
(4) 業務実績による審査	5点
(5) 見積書による審査	10点
合計	100点

詳細は別紙1「公募型プロポーザル審査評価表」のとおり

3. 審査員

提案書の審査員は、副村長、総務課長、健康福祉課長、共育課長とし、審査委員長には副村長を充てる。

4. 審査手順

- (1) 事業者から提出された企画提案書は、事務局（共育課学校教育係）において、Aから順にアルファベットを付し、提案者名を伏せることで公平性の確保を図る。
- (2) 事務局は、審査会委員に対し事前に、審査の視点や手順について説明を行う。

- (3) 事務局は、審査会の開催前において、事業者から提出があった見積書等に基づき、審査項目5について審査・採点し、その評価内容をあらかじめ別紙1「公募型プロポーザル審査評価表」に転記しておくものとする。
- (4) 委員は、それぞれの事業者のヒアリングの間及び1事業者のプレゼンテーション、ヒアリング終了の都度、審査項目1から4について審査・採点し、別紙1「公募型プロポーザル審査評価表」により評価を行う。
- (5) 委員は、全事業者のヒアリング終了後、再度、全事業者の評価を確認し、評価の確認終了後、作成した審査評価表を事務局に提出する。
- (6) 事務局は、各委員から提出された審査評価表の結果を、別紙2「公募型プロポーザル審査評価表集計表」に集計し、審査委員長に報告する。

5. 審査方法

「2. 審査の項目・配点」による審査で最高得点を挙げた事業者を受託候補者として選定とし、次に高得点を挙げた事業者を次点とする。

なお、同得点の場合は、見積書における見積額（税込）の低い方を上位とする。

(1) 企画提案書に基づく審査・実施体制及びスケジュールに基づく審査

審査員は、各審査基準に対して評価点を付し、その合計点を合計評価点とする。各審査員の合計評価点の平均が、審査対象事業者の企画提案書における評価点とする。

(2) プレゼンテーション審査

審査の内容はプレゼンテーション（20分）及び質疑応答（10分以内）とする。審査員は、各審査基準に対して評価点を付し、その合計点を合計評価点とする。各審査員の合計評価点の平均が、審査対象事業者のプレゼンテーション審査における評価点とする。

(3) 業務実績による審査

審査員は、過去の業務実績に対して評価点を付し、その合計点を合計評価点とする。各審査員の合計評価点の平均が、審査対象事業者の業務実績における評価点とする。

(4) 見積書による審査

経費見積書に関する評価点については、下記の価格審査計算式から算出する。また、小数点以下は第1位を四捨五入して算出する。なお、この評価点は一律に算出するものとし、各審査員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

【価格審査計算式】

配点×全体の最低提案額÷当該提案額＝価格評価点（小数点以下第1位四捨五入）

6. 採点基準

下表により採点する。

採点基準	配点 5 点	配点 10 点	配点 15 点
優れている	5 点	10 点	15 点
やや優れている	4 点	8 点	12 点
標準	3 点	6 点	9 点
やや劣っている	2 点	4 点	6 点
劣っている	1 点	2 点	3 点